下水道使用料改定（値上げ）のお知らせ

下水道事業の経営は、汚水処理費をすべて使用料で賄うこととする「独立採算の原則」に基づいています。（地方財政法　第6条）

当市の場合、地方債（借入金）の償還（返済）金や下水道施設の維持管理費などの増加により、汚水処理費に充てる下水道使用料収入に不足が生じており、不足分は一般会計からの補てん（繰入金）で賄っています。

下水道使用料は、平成6年度当初からこれまで一度も改定を行いませんでしたが、下水道未整備地区の整備推進に加え、借入金の安定した償還や一般会計からの補てんの増大を抑止するなどの経営の健全化に向け、平成29年4月1日から改定（値上げ）します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【改定点】

- 基本使用料には、2か月あたり使用水量20㎥までの使用料が含まれていましたが、使用水量1㎥あたり10円の従量使用料が追加されます。
- 従量使用料の全ての区分において、一律1㎥あたり10円引き上げます。

【下水道使用料計算表（一般汚水）】

（単位：円・税抜・2か月あたり）

区分		旧使用料	新使用料
基本使用料（定額）		1,400	1,400
従量使用料1㎥につき	20㎥まで		10
	20㎥を超え40㎥まで	75	85
	40㎥を超え60㎥まで	85	95
	60㎥を超え100㎥まで	100	110
	100㎥を超え1,000㎥まで	125	135
	1,000㎥を超えるもの	150	160

※上記の単価で算出した金額には、別途消費税がかかります。

【新使用料の適用】

新しい下水道使用料は、平成29年4月1日から施行しますが、平成29年3月31日以前から継続して下水道を使用していた場合、施行日以後はじめての検針により算定した使用料は、旧使用料が適用されます。

ただし平成29年4月1日以降から新たに下水道を使用する場合は、当初の使用水量分から新使用料が適用されます。

【下水道使用料早見表】

（単位：円・税込・2か月あたり）

使用水量	旧使用料	新使用料	差額
0㎥	1,512	1,512	±0
10㎥	1,512	1,620	+108
20㎥	1,512	1,728	+216
30㎥	2,322	2,646	+324
40㎥	3,132	3,564	+432
50㎥	4,050	4,590	+540
60㎥	4,968	5,616	+648
70㎥	6,048	6,804	+756
80㎥	7,128	7,992	+864
90㎥	8,208	9,180	+972
100㎥	9,288	10,368	+1,080

【新使用料の決定】

使用料の改定にあたり、上下水道事業審議会で下水道に関係するさまざまな立場の皆さまにご審議いただきました。その結果、新使用料のとおり改定することとの答申がなされ、平成28年市議会12月定例会において知立市下水道条例の一部改正案が上程され、可決されました。

審議会の内容につきましては、知立市ホームページをご覧ください。

○URL
http://www.city.chiryu.aichi.jp/shisei/machi/5/1460513464372.html

【汚水処理費と使用料】

下水道事業では、皆さまからいただいた使用料で汚水処理費を賄うことになっています。

平成27年度の汚水処理費と使用料は左記のとおりで、使用料収入だけでは汚水処理費のすべてが賄えていません。

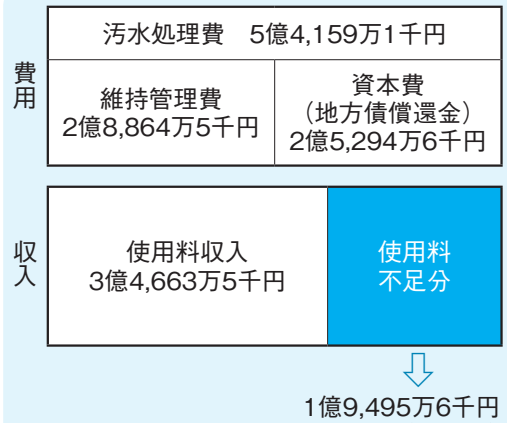

下水道の整備には多額の費用が必要で、その財源は国の補助金や受益者負担金、地方債（借入金）などを充てています。地方債の償還（返済）残高は平成27年度末で82.6億円あり、地方債を抑えながら整備を進める必要があります。

【今後の取組み】

これまでも普及率や接続率の向上に取り組んでまいりましたが、さらに審議会答申の要望事項を遵守して、事業に取り組んでまいります。

- 国庫補助金および県費補助金の確保に、より一層努めます。
- 効率的な整備を行い、普及率の向上に、より一層努めます。
- 下水道への接続勧奨活動を積極的に行い水洗化率の向上に、より一層努めます。

【下水道接続のお願い】

下水道が使える区域内にお住まいで、未だ下水道に接続されていない人は、生活環境向上や水質保全のためにもすみやかに接続をお願いいたします。

▼問合せ　下水道課　下水庶務係（☎(95)0159）

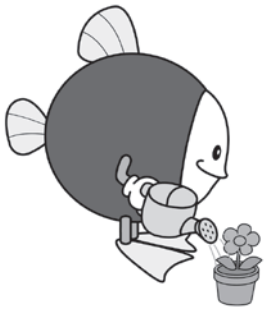

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」